都市計画道路事業（中筋伊丹線ほか2路線）の施行について

都市計画道路中筋伊丹線ほか2路線は、兵庫県が施行する範囲について令和7年7月10日、国土交通省近畿地方整備局告示第80号（平面図赤色箇所）、及び宝塚市が施行する範囲について令和7年10月3日、兵庫県告示第924号（平面図青色箇所）に基づき事業を実施することになりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、告示の日以降、事業地内の土地建物等を施行者以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって施行者（県もしくは市）に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意ください。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記にご照会ください。

令和7年10月

兵　庫　県
宝　塚　市

記

1. 都市計画事業の種類及び名称
   阪神間都市計画道路事業　3.3.240号　中筋伊丹線
   阪神間都市計画道路事業　3.5.858号　中筋山本線
   阪神間都市計画道路事業　3.6.91　号　宝塚長尾線

2. 施行日
   兵庫県：令和7年7月10日～
   宝塚市：令和7年10月3日～

3. 設計の概要
   (1)3.3.240号　中筋伊丹線
   　延長730m　幅員24m　車線数4車線
   (2)3.5.858号　中筋山本線
   　延長86m　幅員12m　車線数2車線
   (3)3.6.91　号　宝塚長尾線
   　延長190m　幅員11m　車線数2車線

4. 施行者の名称
   兵庫県、宝塚市

5. 事務所の所在地及び名称

兵庫県 が施行する範囲	宝塚市 が施行する範囲
宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県阪神北県民局　宝塚土木事務所 0797－83－3101 （担当課）　道路第2課 用地第1課	宝塚市東洋町1番1号 宝塚市 0797－71－1141 （担当課）　道路整備課 道路管理課

6. 事業地の所在
   宝塚市中筋3丁目、中筋6丁目、中筋7丁目および長尾町地内

平 面 図

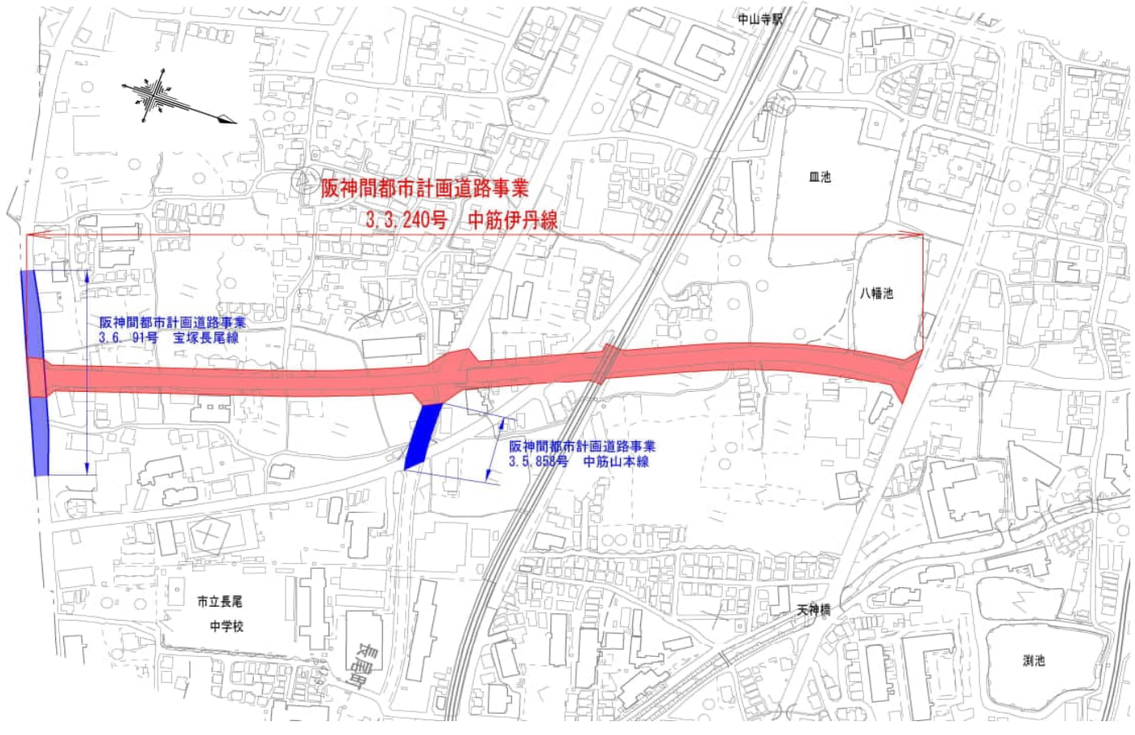

赤色箇所 ：県施行、青色箇所 ：市施行
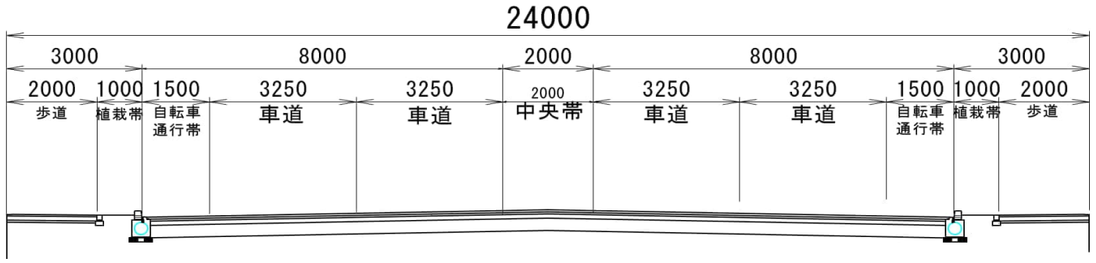
標準横断図